

■第6分科会:子ども条例

テーマ	より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ
内 容	<p>子ども条例は、地方自治体が国連子どもの権利条約（政府訳「児童の権利に関する条約」1989年国連採択、1994年日本批准・発効）に則り、子どもの権利を基盤として、子ども施策を推進するための条例である。1998年制定の川西市子どもの人権オブズパーソン条例、2000年制定の川崎市子どもの権利に関する条例に始まる。これらが先行モデルとなり現在まで、概ね80余の自治体で子どもの権利条約に則る子ども条例が制定されてきた。</p> <p>他方、国では条約批准後15年の空白を経て2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定された後、2016年の児童福祉法の改正では条約の第12条（子どもの意見の尊重）および第3条（子どもの最善の利益）が総則に明確に位置づけられたが、国連子どもの権利委員会は2019年、日本に対して「子どもの権利に関する包括的な法律を採択し、かつ国内法を条約の原則および規定と完全に調和させるための措置をとるよう、強く勧告する」と改めて求めた。そうして、ようやく2022年6月、こども基本法が制定され、翌年4月施行された。</p> <p>これらの経過を踏まえるなか、本分科会は現在まで20年余にわたる「子ども条例」の制定と運営をめぐる自治体や市民等からの報告と検討、議論を通して、次の認識を共有してきた。</p> <p>子ども条例は、子どもの意見表明・参加を通して子どもの最善の利益を実現していくという条約の原則を「まちづくり」や「学校づくり」に具現する基本的な枠組みとなるものである。そのため子ども条例には次の4つが必要不可欠である。①前文起草をはじめ条例制定のアプローチにおける子ども参加、②子どもの権利を基盤とする条例の目的や理念の明示、③条例の目的等の実現に不可欠な子どもの権利の明文化とそれを受け実施する子ども施策の重要課題、④条例の実施・運営に関する行政の説明責任の遂行と市民参加による検証の仕組み。</p> <p>本分科会は以上を踏まえ、子ども条例の意義と役割を再確認しつつ、とりわけ子どもの権利条約発効30年の経過と課題をあらためて認識する中で、「より実効性のある子ども条例づくりに向かうアプローチ」を可能な限り明らかにしつつ共有していくことをテーマとする。</p>
報 告	<p>○基調報告 「子どもの権利条約とこども基本法に基づく子ども条例づくりの今とこれから」 吉永 省三（千里金蘭大学名誉教授）</p> <p>○自治体行政からの報告 ・「北区子どもの権利と幸せに関する条例」施行から今日までの取組み～未来を担う子どもたちのために～ 治田 可洋・梅村 昌一郎（東京都北区子ども未来部子ども未来課こども未来課係） ・「三芳町子どもの権利に関する条例の制定と条例を理念とした施策の実施」 三室 茂浩（埼玉県三芳町こども支援課 課長） ・「富田林市子どもの権利条例の取組について」 大堀 雄一郎（大阪府富田林市子ども未来部こども政策課 課長）</p> <p>○自治体市民からの報告 ・「子どもの権利条例の制定を求める市民の思いと活動」について 三澤 江津子（NPO法人子ども広場草加おやこ劇場 事務局長）</p> <p>○特別発言「形だけではない子どもの権利保障をするために」 阿部 寛子（東京都小金井市いかそう！子どもの権利条例の会/KOKO ぶらねっと）</p>
コーディネーター	吉永 省三（千里金蘭大学） 松倉 聰史（旭川市立大学） 内田 塔子（東洋大学） 松原 信継（清泉大学）